

令和7年度 若者の多彩な出会い推進事業補助金公募要項

1 目 的

少子化、未婚・晩婚化の進展が深刻化する中、独身者を対象とした出会いイベントを実施する団体に対して補助金を交付し、若者の出会いや交流の創出により長岡に定着する若者の増加を目指す。

2 申請対象者

以下の(1)から(4)の要件をすべて満たすものであること。

- (1) 令和7年4月1日時点において18歳以上の代表者を有し、2人以上で構成される団体であること（市民団体やサークル、一時的な目的を持って設立された実行委員会などの任意団体のほか、婚活を本業とする営利法人を除く法人格を有する団体）
- (2) 訴訟や法令遵守上の問題を抱えている者ではないこと
- (3) 暴力団等の反社会的勢力ではないこと、また反社会的勢力との関係を有する者ではないこと
- (4) 宗教活動、政治活動を主たる目的とする者でないこと

3 補助対象事業

交流会や文化・スポーツイベントなど、若者が気軽に参加できるイベントであり、原則として以下の(1)から(9)の要件をすべて満たすものであること。

- (1) 男女の出会いを目的とするもの
- (2) 長岡市内で開催するもの
- (3) 参加者を18歳以上の独身者とし、40歳未満の若者を主たる対象者とするもの
- (4) 定員を男女各10人以上とし、広く募集を行うもの
- (5) 参加申込が定員を超えた場合は抽選とし、市内在住または勤務する者の参加を優先するもの
- (6) 参加者から参加費を徴収し、その額を本人が消費する実費程度（飲食費等）とするもの
- (7) イベントの中でカップリングを行い、希望の合致した男女が連絡先を交換する機会を設けるもの
- (8) 参加者が安全に参加できるよう十分に配慮し、身分証明書（運転免許証や健康保険被保険者証等）により本人確認を行うもの
- (9) 以下のいずれにも合致しないもの
 - ア 営利を主目的とするもの
 - イ 公序良俗に反するもの
 - ウ 公的な資金の使途として社会通念上不適切であると判断されるもの

エ 国（独立行政法人を含む）、県、市など他の補助金等を活用するもの、または同一の事業計画で他の補助金等を申請中のもの

4 補助金の額等

補助金の額は、以下の(1)と(2)のうち、いずれか少ない方の 10/10 以内の額とし、上限額は 1 回のイベントにつき 120,000 円（営利団体が主催する場合は 60,000 円）とする。

令和 7 年度において、同一の団体が補助金の交付を受けることができる回数は、令和 7 年 6 月 1 日から 9 月 30 日まで及び令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 10 日までに実施するイベントに対して、各期間 2 回を上限とする。

- (1) 補助対象経費の合計額
- (2) 補助事業総経費から、参加費や協賛金等の収入を控除した額

なお、補助事業総経費は、使用目的が当該イベントの実施に必要なものと明確に特定できる経費に限るものとし、団体の維持管理・運営等に関する経費を含めることはできない。

5 補助対象経費

以下の(1)から(4)の要件をすべて満たすものであること。

- (1) 使用目的がイベントの実施に必要なものと明確に特定できる経費
- (2) 交付決定通知後の契約・発注により発生した経費
- (3) 領収証によって金額・支払先等が確認できる経費
- (4) なおおか・若者・しごと機構が認める経費

＜補助対象として認める経費（例）＞

- ・ 広報費（ポスター・チラシ制作費、SNS 広告費 など）
- ・ 消耗品費（イベントで使用する物品や材料、衛生用品等の購入に係る費用 など）
- ・ 使用料・賃借料（会場使用料、機械器具等レンタル料、バス等借上料 など）
- ・ 謝金（依頼した外部の講師・スタッフに支払う費用）
- ・ 旅費交通費（依頼した外部の講師・スタッフに支払う費用）
- ・ 委託料（会場設営委託料、ウェブサイト制作委託料 など）
- ・ 手数料（各種申請等に係る費用、振込手数料 など）
- ・ 保険料（イベント保険掛金、ボランティア保険掛金 など）

＜補助対象としては認めないが、補助事業総経費に含めることができる経費（例）＞

- ・ 備品費（1 万円以上の物品等購入費）
- ・ 記念品・土産代（依頼した外部の講師・イベント参加者に渡す記念品・土産代）
- ・ 賞金・賞品代（イベント参加者に渡す賞金・賞品代）
- ・ 旅費交通費（申請団体構成員・イベント参加者に支払う費用）

- ・ 飲食費（依頼した外部の講師・スタッフと申請団体構成員に提供するイベント開催時の弁当・お茶及び打合せ時の軽食に係る費用、イベント参加者が消費する飲食費）
- ・ 燃料費・駐車料金（申請団体構成員によるイベントの準備・運営に伴い発生する燃料費・駐車料金、イベント参加者に支払う駐車料金）
- ・ 当該イベントの実施にかかる申請団体構成員の人件費（1人につき2万円とみなし、2人分を上限とする）（営利法人は人件費を経費に含めることができない）

なお、燃料費（ガソリン代）については、ながおか・若者・しごと機構が定める運行簿を記入した上で、長岡市職員等の旅費に関する条例に準じる1キロメートルにつき20円を計上できるものとする。

6 補助対象期間

原則として、交付決定日から令和8年3月10日までにイベントを実施完了するものとする。

7 申請期間

原則として、令和7年6月1日から9月30日までに実施するイベント（前期）は、令和7年4月10日から7月31日までに申請するものとし、令和7年10月1日から令和8年3月10日までに実施するイベント（後期）は、令和7年8月1日から令和8年1月10日までに申請するものとする。

なお、いずれの期間においても、予算額に達した時点で申請受付を終了する。

※令和7年度予算：840,000円（前期 420,000円、後期 420,000円）

※令和7年6月1日から9月30日までの実施分において、予算に残余がある場合は、その分を令和7年10月1日から令和8年3月10日までの実施分に係る予算に加算するものとする。

8 申請期限

原則として、イベントを開催する2月前（土日・祝日にあたる場合はその前日）までとする。

9 補助金交付までの流れ

(1) 申請

申請者は、申請期限までに〔様式1〕若者の多彩な出会い推進事業補助金交付等申請書（以下、申請書という。）を事務局に提出する。

(2) 審査

事務局は、申請書に基づく審査を行い、速やかに採択の可否及び補助金額等を決定する。

(3) 審査結果の通知

事務局は、決定した採択の可否及び補助金額等を文書により申請者に通知する。

(4) イベントの実施

申請者は、申請内容に基づきイベントを実施する。

(5) 実績報告

申請者は、イベント実施完了後、原則として15日以内（3月に実施した場合は5日以内）に支出経費の領収証（原本）及び記録写真（準備作業・実施風景を10枚程度）等を添付のうえ、〔様式2〕若者の多彩な出会い推進事業実績報告書（以下、実績報告書という。）を事務局に提出する。

なお、燃料費（ガソリン代）を計上する場合は、運行簿をあわせて添付すること。

(6) 補助金額の確定・通知

事務局は、提出された実績報告書を確認し、その内容が適正と認められる場合、補助金額を確定し、文書により申請者に通知する。

(7) 補助金の請求

申請者は、補助金額確定後、〔様式3〕若者の多彩な出会い推進事業補助金請求書（以下、請求書という。）を事務局に提出する。

(8) 補助金の交付

事務局は、提出された請求書に基づき、概ね10日以内に銀行振込により補助金を交付する。

なお、振込先は申請団体の専用口座とする。

(9) その他

イベントの性質上、概算をもって交付しなければ実施に支障を及ぼすと認められる場合は、概算払をすることができる。

なお、概算払による補助金交付後にイベントの未実施又は実績額が補助金額を下回った場合は、精算後、補助金を返還するものとする。ただし、災害その他の止むを得ない事情がある場合はこの限りではない。

10 注意事項について

申請者は、以下のことに注意し、イベントを実施すること。

(1) 実績報告の際に必要な資料を必ず保管する。

- ・補助対象外経費を含む支出経費の領収書（原本）

※人件費は、運行簿または業務内容を記載した書類（様式は任意）を提出する。

- ・イベントを実施したことが確認できる記録写真（準備作業・実施風景を10枚程度）
- ・参加者及び申込者の年齢・居住地を確認できるもの
- ・補助対象となる成果物を確認できるもの

(2) 参加者からの苦情や参加者間のトラブル等が生じた場合は、申請者の責任において、真摯に対応する。

- (3) 特定の商品販売や斡旋、本事業以外のイベント等への勧誘を行うなど、事業の趣旨を逸脱する活動は行わない。
- (4) イベント内でアルコールを提供する場合は、公共交通機関の利用を呼びかけるなど、参加者に対して飲酒運転防止の注意喚起を行う。
- (5) 20歳未満の参加者に対してはアルコールを提供しない。

11 個人情報の保護について

申請者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別または識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、イベントを実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、以下のとおり適正に取り扱うこと。

- (1) 申請者が収集する個人情報の範囲は、イベントの目的を達成するために必要な範囲内とし、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (2) 申請者は、イベント実施により取得した個人情報をイベントの目的以外の目的に利用してはならない。
- (3) 申請者は、イベント実施により取得した個人情報を本人の同意を得ないで他に開示・提供してはならない。イベント終了後においても同様とする。
- (4) 申請者は、イベント実施により取得した個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

12 その他

本要項に定めるもののほか、本事業に関して必要な事項は、ながおか・若者・しごと機構が別に定める。

【お問合せ先・申請書等の提出先】

ながおか・若者・しごと機構事務局

〒940-0062

長岡市大手通2丁目3番地10

米百俵プレイス ミライエ長岡 3階

電 話：0258-86-6008

メール：wakamonokikou@city.nagaoka.lg.jp